

青森県特別支援教育在り方検討会議設置要綱

(設置)

第1 青森県におけるこれからの特別支援教育の在り方を検討するため、青森県特別支援教育在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議は、次の事項について審議し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 幼児児童生徒一人一人への充実した教育環境の提供や、地域における相談・支援機能の充実に向けた特別支援学校の学校、学部等の在り方について
- (2) これからの時代に求められる特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な支援の充実について

(検討会議)

第3 検討会議は、教育長が招集する。

- 2 検討会議は別表1の委員で組織し、委員は教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 4 検討会議に、議長及び副議長を置く。
- 5 議長及び副議長は、委員の互選による。
- 6 議長は、会議を主宰する。
- 7 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 議長は、必要に応じ、委員以外の者を検討会議に出席させることができる。

(調査研究部会等)

第4 検討会議に、第2に掲げる検討事項（以下「検討事項」という。）について調査研究するため、調査研究部会を置く。

- 2 調査研究部会の下に分科会1と分科会2を置く。
 - (1) 調査研究部会は、分科会での調査研究事項等についての総括的な検討を行う。
 - (2) 分科会1は、検討事項のうち、特別支援学校の管理運営を中心とした事項の調査研究を行う。
 - (3) 分科会2は、検討事項のうち、教育課程や幼児児童生徒への指導を中心とした事項の調査研究を行う。
- 3 調査研究部会、分科会1及び分科会2の構成は別表2のとおりとする。
- 4 調査研究部会の構成員は、各所属長の推薦に基づき、教育長が指名する。

(庶務)

第5 検討会議、調査研究部会及び分科会の庶務は、青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会議、調査研究部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

【別表 1】

青森県特別支援教育在り方検討会議		
委員	青森県特別支援学校PTA連合会会長	1名
委員	青森県特別支援学校PTA連合会会員	1名
委員	就労支援連絡会代表	1名
委員	健康医療福祉行政代表	1名
委員	関係児童施設代表	1名
委員	青森県特別支援学校校長会代表	1名
委員	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会代表	1名
委員	青森県高等学校長協会代表	1名
委員	青森県発達障害者支援センター会長	1名
委員	事業者代表	1名
委員	学識経験者	2名
委員計		12名

【別表 2】

調査研究部会		
特別支援学校長会	会長 1、分科会 1 及び 2 の校長 5	6 名
教諭（教頭含む。）	分科会 1 及び 2 の教諭等 6（県内 6 地区から）	6 名
学校施設課	分科会 1 の施設、設備担当者 2	2 名
スポーツ健康課	分科会 1 の管理担当者 1（学校給食担当）	1 名
総合学校教育センター	分科会 2 の指導主事 1	1 名
学校教育課	室長、分科会 1 の管理担当者 2、分科会 2 の主任 1、指導主事 3	7 名
調査研究部会 計		23 名

分科会 1		
特別支援学校長会	異なる障がい種 2（チーフ 1）	2 名
教諭（教頭含む。）	校長の所属校障がい種と調整した教諭等 3	3 名
学校施設課	施設、設備担当者 2	2 名
スポーツ健康課	管理担当者 1（学校給食担当）	1 名
学校教育課	管理担当者 2	2 名
分科会 1 計		10 名

分科会 2		
特別支援学校長会	異なる障がい種 3（チーフ 1）	3 名
教諭（教頭含む）	校長の所属校障がい種と調整した教諭等 3	3 名
総合学校教育センター	指導主事 1	1 名
学校教育課	主任 1、指導主事 3（特別支援教育 1、小中指導 1、高校指導 1）	4 名
分科会 2 計		11 名

※特別支援教育推進室長は 2 分科会の事務を総括する。